

松江市告示第 489 号

松江市出納員に対する事務委任の件（平成 17 年松江市告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 10 月 11 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
<p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 171 条第 4 項の規定により、会計管理者をして次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる課又はかいに置く出納員に委任し、及び委任を受けた出納員をしてその事務の一部を当該課又はかいに置く分任出納員に委任した。</p>		<p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 171 条第 4 項の規定により、会計管理者をして次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ当該右欄に掲げる課又はかいに置く出納員に委任し、及び委任を受けた出納員をしてその事務の一部を当該課又はかいに置く分任出納員に委任した。</p>	
事務	課(かい)	事務	課(かい)
略		略	
<p>建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく確認申請、許可申請等及び各種証明手数料、租税特別措置法に基づく優良住宅新築等の認定申請手数料、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)に基づく長期優良住宅建築等計画<u>等</u>認定申請手数料、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料、建築物エネルギー消</p>	建築住宅課	<p>建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく確認申請、許可申請等及び各種証明手数料、租税特別措置法に基づく優良住宅新築等の認定申請手数料、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)に基づく長期優良住宅建築等計画__認定申請手数料、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料、建築物エネルギー消</p>	建築住宅課

費性能適合性判定手数料並びに 出版物の売却代金の収納	費性能適合性判定手数料並びに 出版物の売却代金の収納
略	略

附 則

この告示は、令和4年10月11日から施行する。